

災害時における雇用保険制度の特別措置について

平成 25 年 10 月 16 日、台風 26 号による被害の影響に係る災害救助法適用（東京都大島町）に伴い、東京労働局では、雇用保険制度について以下の特別措置を実施します。

1 雇用保険失業給付を受給中の方へ

大島町役場へ来所できない求職者の方々のための失業の認定日の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、指定された失業の認定日にやむを得ず、大島町役場に来所できなかったときは、大島町役場に申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日に大島町役場に来所できなかった方は、大島町役場にお申し出ください。

問い合わせ先

東京都大島町役場 福祉けんこう課 福祉医療係 TEL04992-2-1471 (ダイヤル)

2 労働者の方へ

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける大島町に所在する事業所で雇用される方（注①）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注②）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注②：災害により直接被害を受け休業止した場合が対象となります。）

3 制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

問い合わせ先

飯田橋公共職業安定所 再就職支援課 再就職支援第一係 TEL03-3812-8609 (部門コード 45#)

3 事業主の方へ

被災により休業を余儀なくされた雇用保険適用事業所の手続き

雇用保険の被保険者が、上記2の特別措置を受けるためには、事業主の手続きである「雇用保険資格喪失届」及び「雇用保険離職証明書」の提出（離職票の発行手続き）が必要です。

離職証明書「⑦離職理由欄」の「6 その他」に、被災により事業所が休業するに至ったため一時的に解雇することを余儀なくされた旨及び当該離職者の再雇用予定年月日を明記してください。

問い合わせ先

飯田橋公共職業安定所 雇用保険得喪課 得喪第一係 TEL03-3812-6134 (ダイヤル)